《農地転用をお考えの方は、事前に知っておいて手続きを。『申請から完了までの流れ』》

〒851-2185
長与町嬉里郷659-1
長与町農業委員会
℡ 095-883-1111（代表）

○一般農地（例月の受付期間：１０日～１４日）

申請書の提出 → 農業委員会総会審議（現地調査書、議案書の作成・配布） → 県知事（担当課） → 県諮問会議（県農業会議）開催（県農業会議に諮問） → 県知事許可（県農業会議から答申） → 農業委員会（許可司令書の送付） → 申請者（許可書の受領は目安として翌月の中旬から下旬） → 建築完了 → 法務局（地目変更）（建築主又は代理人）

○市街化区域（常時受付）

申請書の提出 → 農業委員会総会事報告（現地調査、議案書の作成・配布） → 農業委員会（届出受理通知書の作成） → 申請者（受理通知の受領は７日間前後） → 建築完了 → 法務局（地目変更）（建築主又は代理人）

○市街化調整区域（例月の受付期間：１０日～１４日）

申請者と県との協議（振興局）（許可内示を受けたときのみ） → 申請書の提出 → 農業委員会総会審議（現地調査書、議案書の作成・配布） → 県知事（担当課） → 県諮問機関開催（県農業会議に諮問） → 県知事許可（県農業会議から答申） → 農業委員会（許可司令書の送付） → 申請者（許可書の受領は目安として翌月の中旬から下旬） → 建築完了 → 法務局（地目変更）（建築主又は代理人）

ア．原則として、おおむね３ヶ月以内に着工し、１年以内に完工すること。
イ．転用事業者の事業実績（譲渡人・譲受人）において、着工及び建築物が過半を完了していない場合は、その他の事業許可は認められない。
（過去の許可において、アの行為が完了していない場合も同様とする。）
ウ．転用面積（敷地面積）は原則として、一般専用住宅地の場合は、おおむね500㎡農家住宅の場合は1,000㎡でそれぞれ（法面、進入道路、農業上利用しがたい過小残地は除く。）
エ．転用面積（敷地）一般専用住宅の例：（建物）100㎡×100／22≒454㎡（約137坪）

※市街化調整区域は、長崎振興局建築部建築課が相談窓口となっています。
また、長崎振興局との協議が終了し許可内示を受けたときは申達することとしますが、許可書の提出をもって、はじめて県諮問機関で審議されることになります。
☆市街化調整区域は、建物（基礎を伴う建築物）以外であれば、都市計画の開発行為にならないため相談窓口での協議は不要です。
※ただし、必ず許可を受けられるということにはなりませんので、必ず担当窓口に相談が必要です。
◎住居等（資材置き場等）の建築完了後は必ず地目変更手続きをしなければ、「農地のままの状態」となりますので注意してください。